

健康文化

## 人体解剖実習と医学教育・医療人育成 —医学生物学の裾野を広げるために—

小林 邦彦

この3月に名古屋大学医学部保健学科を退職しました。「健康文化」誌に最終講義の要旨を載せていただけたことのでしたので、私の教育研究人生後半の人体解剖実習・医学教育にかかわる部分を紹介させていただきます。

私は理学部を卒業し、大学院理学系研究科の修士課程を終え、その後、薬学部で助手を務め、薬学博士号をいただきました。1983年に縁あって名古屋大学の医学部解剖学教室の助手になり、ここで組織学の教育と、電子顕微鏡を用いたコラーゲン蛋白質の研究を始めました。このようなわけで、私自身は医療職の資格を持っておりませんが、医学とその周辺の教育に関わってきました。ところが、医学部解剖学教室の一員として人体解剖トレーニングセミナーのお世話をすることになり、ここで初めて人体解剖にも関係することになりました。

名古屋大学の人体解剖トレーニングセミナーは1981年に始まり、今年で26回になります。解剖学教室の教員は医学部出身者が少なく、またとくにセミナー開始当時は全国的に解剖用遺体が不足していたために、若手の解剖学の教員が研修する機会がなく、このトレーニングセミナーは、そのような若い解剖学教員の養成（広くいえば医学教育の底上げ）に貢献してきました。

そのトレーニングセミナーの10回前後から、医療技術系の教員の参加が増大してきました（次頁の表）。ちょうどこの頃、3年制の医療系専門学校や短大の4年制大学化が進行していました。医療系大学教員にも解剖学の専任が増え、また解剖学の正確な知識を求める医療職教員も増えてきました。これらの方々が、トレーニングセミナーに参加して研鑽を積むようになったためと思われる。

私自身も、1991年に医療技術短期大学部に移り、ここで解剖学の授業を担当することになりましたが、名大医療短大の解剖学の授業は、全国の養成校の中でもたいへん

恵まれていることが分かりました。というのは、理学療法学科・作業療法学科の発足以来、学生が、上記のトレーニングセミナー終了後のご遺体で見学実習ができていたからです。実習終了後（火葬に参列させていただいた後に）学生に感想を書いてもらいましたが、たくさんの学生の感想を分析する中で、実際のご遺体に触れる体験なくして医療人に必要な解剖学の授業は完成しない、と考えるようになりました。

資料2.

人体解剖トレーニングセミナー(第1回～24回)受講生内訳  
所属機関(大学・学部・その他)および出身学部・分野別

回	参加者数	所属機関別				所属学部別			出身学部別		
		国立 大学	公立 大学	私立 大学	その他	医	歯	その他	医	歯	その他
1	12	3	4	5	0	11	1	0	2	0	10
2	9	3	3	3	0	8	1	0	1	0	8
3	13	5	1	7	0	12	1	0	5	0	8
4	21	7	4	10	0	86	33	8	7	3	11
5	22	8	5	9	0	11	5	0	6	3	13
6	16	4	4	8	0	4	7	4	4	3	9
7	15	6	3	6	0	8	5	2	2	5	8
8	19	10	2	7	0	5	7	2	2	5	12
9	14	5	4	4	1	9	6	4	2	5	7
10	19	10	1	6	2	16	11	2	1	5	13
11	29	12	2	13	2	77	36	65	3	11	15
12	16	6	1	3	6	10	2	11	1	0	15
13	17	5	1	6	5	12	7	12	0	4	13
14	23	10	1	5	7	12	7	12	5	2	16
15	31	7	2	14	8	12	0	17	2	5	25
16	29	11	0	11	6	26	6	13	5	0	23
17	47	19	5	17	6	13	6	22	4	4	39
18	41	10	4	10	17	10	5	13	3	6	32
19	28	6	1	14	7	92	30	137	2	4	22
20	28	6	5	12	5	11	1	17	1	4	22
21	27	7	6	8	6	5	1	25	0	3	26
22	29	6	4	12	7	5	1	25	2	0	29
23	31	3	2	10	16	5	4	15	0	3	25
24	28	4	2	7	15	5	4	15	0	3	25
計	564	173	67	207	116	255	99	210	62	81	421

『第24回人体解剖トレーニングセミナー(2004)報告書』名古屋大学医学部(2004)より。太数字は楕円で囲んだ8回分の合計。

次は学生の感想文の1つです。

解剖実習を終え、2ヶ月ほど経ちますが、今、思うことは、本当に充実した

5日間だったということです。

今まで、教科書の上でしか触れていなかったのも、筋肉って？ 神経って？ 漠然としたイメージしかなく、なにか納得がいかないことが多くありました。でも、実際、ご遺体を解剖することで、自分の目で見て、確認し、頭の中の知識とつながり、あ〜そうだったのかと気づかされることが多々ありました。

私たちの解剖したご遺体は、脂肪が多くて大変でしたが、人間1人1人違うのだということを経験される体験でした。1年生で、あまり知識のない時期に解剖をやって、意味があるのかななんて考えたこともありましたが、具体的なイメージを持てるようになっただけでも、大収穫だったと思います。もっと、勉強したいというやる気にもつながりました。実習を通して、勉強面だけでなく、他にも考えることは多くありました。正直言って、実習前は、死＝怖いというイメージから、ご遺体を見たくないという気持ちもありました。でも、時間が経つにつれ慣れ、学習教材として扱っていく自分に気づいて、そんな自分が怖くもありませんでした。

ご遺体の火葬の日は、ご遺族とお話しする貴重な機会を得られたと思います。私のお話ししたご遺族は、亡くなったおじいちゃんの死を自然に受けとめ、終始、笑顔でいられました。火葬されたおじいちゃんの骨を、笑顔で拾っているおばあちゃんが、とても印象的でした。その横を見れば、泣いている方もいて……。とても、複雑な気持ちでいっぱいでした。年齢や死因にもよるのだと思いますが、やはり、本人の死に方や生き方の問題なんだろうと思いました。「本人の遺志でしたから。どんなにバラバラにされてもいい、世のためになるのなら……」とおばあちゃんが話してくれたおじいちゃんの言葉には、胸の詰まる思いがしました。献体をして下さった1人1人のそういう気持ちを忘れないでがんばっていかねばと思います。

本当にいろいろな事を考える機会を与えられて、幸せだと思っています。来年は、もっと多くの知識を持って臨み、より充実した実習にしたいと思います。

(1997/11/9)

日本解剖学会の総会などで他の医療技術系の教員と議論する中で、学生にも一度でよいから遺体を見て触る機会を作りたい、何とかそのような状況を作れないか、と思

っている教員仲間に出会いました。その方たちとパラメディカル解剖学懇話会（その後、コ・メディカル解剖学懇話会、コ・メディカル形態機能学研究会に発展）を作って、調査したり議論したり、関係機関に申し入れたり、発表したりしてきました。

初めの頃は、「医学部・歯学部以外の学生に解剖実習をさせるのは法律違反ではないか」との意見もありましたので、「死体解剖保存法（昭24、法204）」「医学及び歯学の教育のための献体に関する法律（昭58、法56）」と、それに関連する施行令・施行規則・通達なども読みました。弁護士にも相談しました。そして、人体解剖を行うためには以下の5つが必須条件であり、これを満たす必要があることが分かりました。ただし、法律に、このように整理して書かれているわけではありません。関心をお持ちの方はぜひご自身で法律を読むことをお勧めします。

#### 人体解剖を行うための条件 「死体解剖保存法」（昭和24年、法204号）より

- a) 医学の教育・研究に資すること（目的）
- b) 医学科解剖学教員または厚生労働大臣の認定した者（資格）
- c) 故人の意志の尊重、遺族の承諾（遺体）
- d) 医学に関わる大学の、特に設けた解剖室で（場所）
- e) 特に礼意を失わないこと（礼意）

b（資格）については、解剖学教員（教授、助教授）以外にも認定によって資格取得が可能です。しかし、従来は資格認定申請には医学部解剖学教室に常勤の講師・助手として在籍した経歴が必要でしたので、資格認定は実質的には解剖額教室から異動した教員に限られていました。これが、2003年に死体解剖資格認定要領が改正され（平成15年12月16日 医政発第1216005号 各都道府県知事宛 厚生労働省医政局長通知）たことにより、コ・メディカル関係者にも道が開けましたのでコ・メディカル解剖学教員は全員、積極的に研修の機会を作り、経験を積んで資格を取ることが必要と思います。

c（遺体）、e（礼意）については当然のことと思います。また、d（場所）については、今後、必然性が増え要望が強くなれば、一定の条件を満たす所まで広がるかもしれませんが、当面は、医学部の設備を借りる必要があります。

aの目的について、コ・メディカルの教育・研究が「医学の教育・研究」に該当す

るかどうかということに不安を感じられる向きもあるようですが、これに関しては、この法律の施行と同時に下記の通達が出ております。

**各都道府県知事宛 厚生省医務局長通知（昭和24・6・15 医発519）**

9 第十条（注、上記のdを規定する条文）は、所謂系統解剖は医学又は歯学の大学において行うべきものであることを明らかにしているが、死体の尊厳維持の見地及び実際上の必要性の面から考慮してこれが最も適当であると考えられるからである。ここでいう「大学」は、場所的観念であり、従って必ずしも大学自身の教育又は研究のためでなくてもよい。

つまり、この法律制定の当初から、医学部自身の教育のため以外に人体解剖が行われることが予想されており、これはそれを許容するための文書と思われまゝ。コ・メディカルの教育も、広い意味の医学の教育・研究に含まれますので、自信を持ってやって良いということです。

上記のような情報を、インターネットのホームページ「人体解剖の条件」  
<http://www.met.nagoya-u.ac.jp/KOBAYASHI/anatomy/dissect/index.html>  
に載せたほか、コ・メディカル養成における人体解剖実習の重要性と、それが実現可能であることを、日本解剖学会、篤志解剖全国連合会、パラメディカル解剖学懇話会（コ・メディカル形態機能学研究会）などでも、機会あるごとに訴えました。

コ・メディカルの中でも理学療法学・作業療法学関係では特別に人体解剖実習が重要です。そこで、所属する「国立医療技術短期大学部理学療法学科・作業療法学科連絡協議会（現在は国立大学理学療法士作業療法士教育施設協議会）」にも問題提起し、国立短期大学協会から文部省・厚生省に意見を上げていただきました。昨2005年10月には、理学療法士・作業療法士やその教育に関わる各種団体が共催あるいは協賛して、シンポジウム「理学療法士、作業療法士の人体解剖実習による教育の昨日・今日・明日」が開かれ、日本解剖学会コ・メディカル教育委員会委員長や、財団法人日本篤志献体協会理事長その他の献体団体関係者らも参加されました。そしてここで、人体解剖実習の重要性や条件整備のための共同が確認されました。（このシンポジウムで紹介した資料集の残部がありますので、ご希望のかたはお知らせください。）

名古屋大学を退職後、2006年4月から、引き続き中部大学生命健康科学部で学生教



育に携わっています。この学部は生命医科学科と保健看護学科の2学科からなります。生命医科学科は、医療資格を取るための学科ではありません。医学を学ぶ医学部出身者の多くが臨床医となり、臨床以外の医学を必要とする分野にあまり進出していません。一方、理・薬・農学部などでは、最新のバイオテクノロジーを含む生命科学を学び研究する人材は養成されていますが、「医学」については必ずしも学んでいません。”医”を基礎とした、総合的な生命科学を学ぶ、予防医療の研究者・開発者”予防・健康”の専門家を目指す、というのが、他に例を見ないこの学科の目標です。このような人材が育つためには、どれだけリアルに人体を学べるかがカギになると思います。バイオ（ライフ）サイエンス領域の研究者・教育者で、動物の心臓や肝臓や脳などを扱うことはあっても、人体の中を覗き見る経験は限られています。一度でも本物に触ることが出来るかどうかで、ヒトの認識に大きな差が生じます。医学生物学の裾野を広げるためには、生命医科学に関わる研究者たち（さらには高校の生物や保健の先生）にも、人体の中を見る機会を作りたいというのが、現在の私の（長期の）課題です。医学や健康を専門とするジャーナリストや、啓蒙のためのメディカルイラストレーターなども育ててほしいと思います。

最後になりましたが、人体の奥深くを教えてくださいただけでなく、人生の意味について考える機会を与え、さらに文字通り身をもって医学への熱い期待を示してくださいました多くのご献体者と不老会のみなさまに、心より感謝いたします。

（名古屋大学名誉教授、中部大学生命健康科学部・生命医科学科教授）